

公立大学法人宮崎公立大学役員報酬規程

平成19年4月1日  
規程第31号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、理事長については、基本給及び通勤手当とし、副理事長については、基本給、通勤手当及び期末手当とし、その他の役員については、役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬（非常勤役員手当及び期末手当を除く。）の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 第9条に定める役員手当は、その月分を翌月の15日に支給する。ただし、その日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(基本給)

第4条 理事長及び副理事長の基本給月額を、次に定めるとおりとする。

号給	基本給月額
1	320,000
2	360,000
3	412,000
4	469,000
5	526,000
6	585,000
7	646,000
8	719,000
9	775,000
10	833,000

2 前項に定める役員の基本給月額は、役員会の議を経て理事長が決定する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）

第11条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する前条に定める役員に対して支給する。

2 役員通勤手当の額は、給与規程第11条第2項の規定を準用して算出した額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する副理事長に対して、給与規程第17条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した副理事長についても、同様とする。

2 副理事長の期末手当の額は、給与規程第16条の規定を準用して算出した額とする。

ただし、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。

3 前項の場合において、給与規程第16条第2項に規定する期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

4 給与規程第17条及び第18条の規定は、副理事長の期末手当について準用する。

5 前4項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(給与の支給方法等)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員の給与の支給方法等については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(旅費)

第8条 役員が業務のため旅行するときに支給する旅費の額は、別に定める。

(非常勤役員手当)

第9条 第4条に定める者以外の役員の役員手当は次のとおりとする。

理事 日額 25,000円

監事 日額 25,000円

(月の中途で就任又は退職した場合の報酬)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する就任当月分の基本給は、第4条の規定に基づき算出される当該役員に支給する基本給月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額(以下「日額」という。)に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の基本給は、日額にその月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本給月額を全額支給する。

(報酬の支払方法)

第11条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員からの申し出に基づき、当該役員が指定する本人名義の預貯金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(実施に必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員の例によるほか理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成19年4月1日から施行する。

(宮崎市を退職して役員となった者の特例措置)

2 宮崎市的一般職の職員が、当該任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当の支給を受けることなく宮崎市を退職して役員(総務を担当する理事に限る。)となったときは、第2条、第4条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、宮崎市に引き続き勤務したとして支給される給料月額を基準として、宮崎市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第44号)を準用して算出した額を役員報酬として支給する。

(期末手当の在職期間)

3 役員就任以前に廃止前の宮崎公立大学教員等の給与に関する条例(平成5年条例第1号)又は宮崎市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第44号)(この項において「宮崎市給与条例」という。)の適用を受けていた者で、退職手当の支給を受けることなく引き続き役員に就任した者の第6条第2項又は附則第2項の規定により準用する給

与規程第16条第2項又は宮崎市給与条例第19条第2項に定める在職期間は、宮崎公立大学又は宮崎市での在職期間を通算した期間とする。

附 則

(施行期日)

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 1 平成21年6月に支給する役員の期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160」と、「とあるのは、「100分の145」と、「と」とする。

(施行期日)

- 2 この規程は平成21年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成21年12月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定（「100分の125」とあるのは「100分の145」の部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成22年12月1日から施行する。

附 則

(宮崎市を退職して役員となった者の特例措置)

- 1 宮崎市的一般職の職員が、当該任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当の支給を受けることなく宮崎市を退職して役員（理事長に限る。）となったときは、第4条の規定にかかわらず、宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第43号）第3条別表に定める上下水道事業管理者の給料月額を役員報酬として支給する。

(施行期日)

- 2 この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成23年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月17日から施行する。

(適用区分)

- 2 第6条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(報酬の内払い)

- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の役員報酬規程の規定に基づき支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月25日から施行する。

(適用区分)

- 2 第6条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(報酬の内払い)

- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の役員報酬規程の規定に基づき支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月22日から施行する。

(適用区分)

- 2 第6条の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(報酬の内払い)

- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の役員報酬規程の規定に基づき支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行し、改正後の役員報酬規程は、同月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の役員報酬規程の規定に基づき支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。